

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システム標準化対応業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市協浜4-2-22
契約金額(税込)	41,250,000円
契約締結日	令和6年6月28日
契約期間	契約締結の日～令和7年3月31日

根拠規定  
(地方自治法施行令第167条の2第1項)

■ 第2号

- 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき
- 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき
- 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき
- 市の行為を秘密にする必要があるとき
- 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき
- 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき
- 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき
- 運送又は保管をさせるとき
- プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
- 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
- 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき
- 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
- 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- 第9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

本業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年9月1日施行)において、各自治体で保有する住民情報システムの標準化を実施することが義務化されたことに伴い、本市の現行システムについて、標準準拠システムへの移行を円滑に行うために事前調査、分析及び対応を行うものである。本業務の履行に当たっては、令和5年7月に執行しましたRFI(情報提供依頼)の結果、対応可能な業者が株式会社南大阪電子計算センターのみであったことから、住民情報システム標準化対応業務は南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。

なお、株式会社南大阪電子計算センターは、現行住民情報システムを導入・構築し、及び保守している事業者である。

以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第23回全日本ビーチバレーボール高校男子選手権に係る 運營業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会 大阪市浪速区難波中2丁目7-25 ナンパビル304
契約金額(税込)	1,150,000円
契約締結日	令和6年6月10日
契約期間	契約締結日～令和6年8月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>全日本ビーチバレーボール高校男子選手権の開催には、公式ルールに基づいた大会運営(選手募集、予選大会運営、荒天等による試合中断等の不測の事態に対する迅速かつ公正な対応等も含む)、及び事故の未然防止や事故が発生した場合に備えて、迅速な対応を行える体制整備等、出場選手への安全対策を確実に行わなければならない。</p> <p>これらの業務については、競技に関する専門知識、ノウハウ、経験、および周辺施設などの開催地に関する知識が不可欠であり、これらすべてを兼ね備えた組織が大会運営を行う必要がある。</p> <p>上記の業務を実施できるのは、(公財)日本バレーボール協会、同協会に加盟する大阪府バレーボール協会、大阪高等学校体育連盟バレーボール専門部で組織される「全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会」しかないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本実行委員会と随意契約するものである。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市子どもたちの万博会場への招待事業業務委託
担当部・課名	未来創生部 シティプロモーション推進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ギフトパッド 大阪府大阪市西区南堀江3-9-13 堀江家具 WEST ビルディング4階
契約金額(税込)	審査費用 99円 ※単価契約/ 郵送対応費用 143円 ※単価契約
契約締結日	令和6年6月28日
契約期間	契約締結の日 ~ 令和7年12月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業については、大阪府の事業スキームを活用し実施する。実施にあたっては、大阪府との協定のもと、財政的・事務的な負担軽減を図るため、大阪府が委託している事業者(ギフトパッド株式会社)と契約することとなっている。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのはギフトパッド株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市物価高騰低所得者支援給付金事務(新たに令和6年度住民税非課税等となる世帯)に係る人材派遣業務
担当部・課名	健康福祉部 市民福祉課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 アイ・エヌ・ジー・ドットコム 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号
契約金額(税込)	総額5,893,000円(1時間あたりの単価1,749円)
契約締結日	令和6年6月28日
契約期間	令和6年7月1日から令和6年11月29日まで
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>昨年夏以降、令和5年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の給付を行っている価格高騰緊急支援給付金を、今回、新たに令和6年度住民税非課税等となる世帯にも10万円を支給することが国の総合経済対策において決定されました。</p> <p>現在、9月30日までの期限で令和5年度阪南市物価高騰低所得者支援給付金事務(均等割のみ課税世帯)を実施しています。今回の阪南市物価高騰低所得者支援給付金事務(新たに令和6年度住民税非課税等となる世帯)は、その実施期間中に業務を開始する必要がある、業務の効率性を考慮すると同じ事業者が行うことが望ましく、本業務を委託できるのは株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコムしかありません。</p> <p>以上のような理由により、株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコムと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	子ども医療助成事業電算処理業務委託
担当部・課名	こども未来部こども支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	1,895,014円
契約締結日	令和6年6月11日
契約期間	契約締結の日～令和7年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>子ども医療助成事業に係るシステムは、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	鳥取東中学校トイレ改修等Ⅱ期工事監理業務委託
担当部・課名	都市整備部都市整備課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社上坂設計 大阪府大阪市北区太融寺町3番24号
契約金額(税込)	3,300,000円
契約締結日	令和6年6月3日
契約期間	令和6年6月3日から令和7年1月31日まで
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において制作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>工事監理業務は、設計内容を工事業者に指導、伝達等を行い、設計図書のとおり施工されていることを監理しなければなりません。</p> <p>また、設計図書に定められた限られた期間内に工事を進めていかなければならず、現場で発生する当初想定し得ない様々な問題や変更についても迅速に対応しなければなりません。設計者と監理者が異なると、工事が進捗する中で、監理者が設計図書の意図等を迅速に把握し、かつ工事業者に対し、十分な指導等を行うことは困難であることから、円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあります。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本工事の設計者である株式会社上坂設計と随意契約を行うものであります。</p>